

2019年10月1日の消費税率引上げを 取り巻く環境と今後の展開

Issue 150, September 2019

In brief

2019年10月1日からの消費税率の引上げと複数税率制度の実施、およびその4年後の「適格請求書保存方式」の導入は、企業の税務業務に追加的な業務対応とシステム対応を必要とさせる可能性があります。

消費税率の10%への引上げを目前に控えた今、2019年10月1日を取り巻くこうした環境と今後導入される制度の概要およびスケジュールについて解説します。

In detail

1. 改正の概要

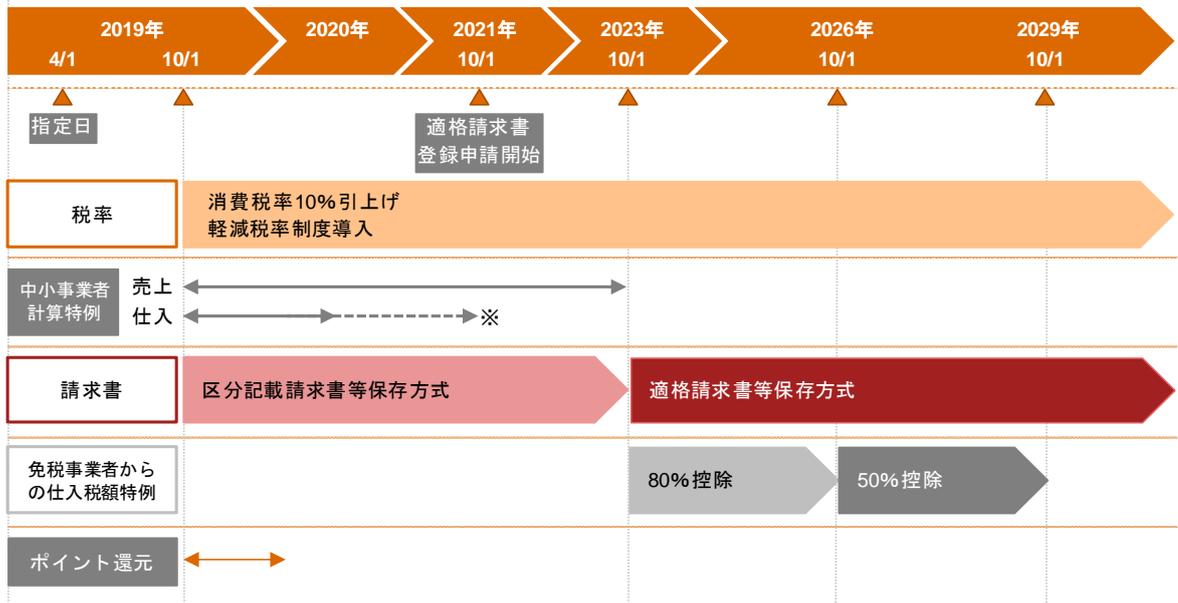
2016年11月18日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が成立し、消費税率の10%への引上げ(図表1)及び軽減税率制度の実施時期が2019年10月1日とされました。

2019年10月1日の消費税率引き上げにあわせて軽減税率制度が実施されます。また、「適格請求書等保存方式」が導入されるまでの経過措置として「区分記載請求書等保存方式」が講じられるとともに、税額計算の特例が導入されます。加えて、消費税率引き上げ後の消費喚起とキャッシュレス化を促進する目的から、2019年10月1日より「キャッシュレス・消費者還元事業」による消費者に対するポイント還元制度が開始されます(図表2)。

図表1 適用税率

適用開始日/ 区分	現行/ (経過措置)	2019年10月1日 -	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	10.0%	8.0%

図表 2 消費税率引上げに伴うスケジュール



※中小事業者の仕入税額の計算の特例は、2019年10月1日から2020年9月30日を含む課税期間の末日までの期間、認められています。

2. 経過措置

2019年10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が講じられるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。当該経過措置による取扱いは、軽減対象資産の譲渡等(平成28年度改正法附則34)、長期割賦販売等に係る特例の廃止(平成30年度改正法附則44)等を除き、2014年4月1日の消費税率引上げに係るものより大きく変更はありません。2019年10月1日前後の取引に係る税率の適用関係として、次のものが挙げられます。

- 2019年10月1日の前日までに購入した在庫品を2019年10月1日以後に販売した場合
新税率は、2019年10月1日以後に行われる資産の譲渡等および課税仕入れ等について適用されます。よって、2019年10月1日以後に行われる在庫品の販売については、当該資産の譲渡等につき新税率が適用されますが、在庫品の購入については2019年10月1日以前に行われたものであるため、課税仕入れに係る消費税額は旧税率に基づき計算することになります。
- 2019年10月1日を含む1年間の役務提供を行う場合
請負による資産の譲渡等の時期は、別に定めるものを除き、物の引渡しを要する請負契約にあつてはその目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあつてはその約した役務の全部を完了した日とするとされています(基通9-1-5)。

2019年10月1日前に1年間の役務提供を行う契約を締結し、契約時に1年分の対価を受領している場合において、その役務の提供が年ごとに完了するものであるときは、その資産の譲渡等の時期は役務の全部を完了する日となることから、原則として新税率(10%)が適用されます。

ただし、1年分の対価を受領することとしており、中途解約時の未経過分について返還の定めがない契約において、事業者が継続して1年分の対価を受領時の収益として計上しているときは、2019年10月1日の前日までに収益として計上したものは旧税率(8%)を適用して差し支えありません。

また、保守サービスのようにその役務の提供が月々完了するものについては、資産の譲渡等の時期は現実に毎月の役務提供が完了する時であり、それぞれその時の消費税率(2019年10月1日前完了分は8%、2019年10月1日以後完了分は10%)が適用されることとなります。

経過措置が適用される主な取引については、下記の国税庁ウェブサイトをご参照ください。

- 平成 31 年(2019 年)10 月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/01.pdf>
- 平成 31 年(2019 年)10 月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【基本的な考え方編】
<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/02.pdf>
- 平成 31 年(2019 年)10 月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【具体的事例編】
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/03.pdf>

3. 軽減税率制度の導入

2019 年 10 月 1 日からの 10%への税率引き上げに伴い、①酒類・外食を除く飲食料品、②定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞を対象に、消費税率 8%が適用される軽減税率制度が実施されます。なお、軽減税率は引上げ前の 8%と同じですが、消費税率(6.3%→6.24%)と地方消費税率(1.7%→1.76%)の割合が異なるため、旧税率と区分しての管理が必要となります。

軽減税率の対象品目である飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、一定の要件を満たす「一体資産」を含みます。「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子のよう、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。「一体資産」のうち、①税抜価額が 1 万円以下、かつ②「一体資産」に食品の価額の占める割合が 2/3 以上の場合、その価額全体が軽減税率の対象となります。また、外食やケータリング等は、軽減税率の対象には含まれませんが、テイクアウトや食料品の出前・宅配等は軽減税率の対象となります。

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

軽減税率対象品目の売上がある場合、「区分記載請求書等保存方式」(「4. 仕入税額控除方式の変更」ご参照)の下で、「軽減税率対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」(又は「税率ごとの税抜対価の合計額及び消費税額等」)を請求書等に記載して交付する必要があります。また、売上げを税率ごとに区分して帳簿等に記帳することが求められます。軽減税率対象品目の売上がない場合にも、会議費や交際費、雑費などの経費で飲食料品や新聞を購入する場合には、一定の請求書等を保存し、かつ税率ごとに区分するといった対応が必要となります。

軽減税率制度の詳細については、下記の国税庁ウェブサイトをご参照ください。

- 消費税軽減税率制度の手引き
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_all.pdf
- 消費税の軽減税率制度に関する Q&A(制度概要編)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/02-01.pdf>
- 消費税の軽減税率制度に関する Q&A(個別事例編)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/03-01.pdf>

4. 仕入税額控除方式の変更

軽減税率制度の実施に伴い、仕入税額控除制度は、2019年10月1日から2023年9月30日までの期間は「区分請求書等保存方式」、2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式」の下、行われることとされています。各方式の概要は次のとおりです。

(1) 区分請求書等保存方式

現行の「請求書等保存方式」を基本的に維持しつつ、その仕入れが軽減税率対象となる資産の譲渡等に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための記載事項が追加された帳簿及び請求書等の保存が要件とされます。

① 帳簿の記載事項

現行の記載事項に加え、課税仕入が他の者から受けた「軽減税率対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載が必要となります。

② 区分記載請求書等の記載事項

現行の記載事項に加え、「軽減税率対象資産の譲渡等に係るものである旨」、および「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の税込対価の額」(又は「税率ごとの税抜対価の合計額及び消費税額等」)の記載が必要となります。なお、これらの記載事項がない場合、請求書等を受けた事業者自らが、取引事実に基づき追記することが認められています。

売上げまたは仕入れを軽減税率と標準税率に区分することが困難な中小事業者(基準期間における課税売上高が5千万円以下の課税事業者)に対して、売上税額又は仕入税額の計算について、特例措置が設けられています。

● 売上税額の計算の特例(2019年10月1日 - 2023年9月30日)

売上げの一定割合を、軽減税率対象品目の売上げとして税額計算することができます。

① 仕入割合による区分経過措置

軽減税率売上割合 = 簡易課税制度の適用を受けない卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等に占める「軽減対象課税資産の譲渡等」のみ要するものの割合

② 10営業日経過措置

軽減税率売上割合 = 通常の事業を行う連続する10営業日の課税資産の譲渡等に占める軽減対象課税資産の譲渡等の割合

③ 主として軽減対象課税資産の譲渡等を行う中小事業者が上記①・②の割合の算定につき困難な事情があるとき

軽減税率売上割合 = 50%

● 仕入税額の計算の特例

(2019年10月1日 - 2020年9月30日を含む課税期間の末日までの期間)

売上げを管理できる卸小売業を営む中小事業者は、仕入れの一定割合を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができます(簡易課税制度の適用を受けない事業者が対象)。また、それ以外の事業者は、簡易課税制度の届出(2019年10月1日から2020年9月30日までの日の属する課税期間の末日まで)による適用が可能です。

軽減税率仕入割合 =

軽減税率対象品目に係る売上金額 / 卸小売業に係る課税売上総額

(2) 適格請求書等保存方式

当該方式の下では、「帳簿」および「税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

- 「適格請求書」とは、「区分記載請求書」等の記載事項に加え、適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、および税率ごとの消費税額等が記載された請求書等の書類をいい、適格請求書発行事業者が交付したものをいいます。
- 適格請求書を交付できるのは税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。なお、課税事業者のみが登録を受けることができます。

前述のとおり、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。ただし、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

図表 3 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

期間	割合
2023年10月1日 - 2026年9月30日	仕入税額相当額の80%
2026年10月1日 - 2029年9月30日	仕入税額相当額の50%

5. 総額表示義務の特例

小売店が消費者に対して行う価格表示は総額主義が原則とされていますが、総額表示義務の特例として、2021年3月31日までの間は、表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格による表示も認められます。

6. 軽減税率対策補助金等

消費税率引き上げおよび軽減税率制度の実施に伴い、中小企業・小規模事業者等に向けた補助金の制度が開始されます。ここでは「軽減税率対策補助金制度」と「キャッシュレス・消費者還元事業制度」にふれませんが、両制度はいずれかの選択適用となる場合があります。

(1) 軽減税率対策補助金

軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等を対象とした、複数税率対応レジの導入、受発注システムの改修、請求書等の作成に係るシステムの回収等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」制度が適用できます。対応レジの導入を幅広く促進するため、2019年9月30日までに補助対象機器等の売買契約やシステムの導入・改修に係る契約を締結しているものも支援対象に含められることとなりました(従前は、9月30日が設置・支払いの期限)。これにより、2019年12月16日まで(事後申請期限)に設置・支払いを完了する必要があります。

(2) キャッシュレス・消費者還元事業

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者(図表4)によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業が実施され、2019年10月1日より消費者等に対するポイント還元制度が開始されます。

一般の中小・小規模事業者については、次の内容の支援が受けられます。

- ① 消費者還元 5%(フランチャイズ等の場合は2%)
 - ② 加盟店手数料率 約2%台以下(決済事業者へ3.25%以下への引下げを条件に、更に国がその1/3を補助)
 - ③ 中小企業の負担ゼロで端末導入(1/3を決済事業者、残り2/3を国が補助)
- ※ フランチャイズ等の場合は②、③対象外

消費者等については、小売・飲食・サービスなどの一般の中小店舗では5%、フランチャイズチェーンやガソリンスタンドでは2%の還元を受けることができます。ECサイト上の中小店舗も対象となります。

2019年9月6日までにキャッシュレス決済事業者が行う必要な手続きが完了している場合、中小・小規模事業者は2019年10月1日よりポイント還元を開始できます。キャッシュレス・消費者還元事業の加盟店登録は2020年4月末まで申請可能です。

図表4 補助の対象となる中小・小規模事業者

業種分類	次のいずれかに該当	
	資本金の額	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

※一定の事業者(みなし大企業(措令27の4⑫)、適用除外事業者(措法42の4⑧八)、その他一定の業種)及び一定の取引は、補助の対象外とされます。

参考: 経済産業省「キャッシュレス・消費者還元事業(ポイント還元事業)の概要」

7. PwC 税理士法人による支援

当法人の間接税サービスチームは、国内消費税に係るアドバイザー、および世界各国の間接税サービスチームと連携をとりながら、国際取引に係る間接税マネジメントに係るサポートを行っています。

2019年10月1日からの消費税率の引上げと複数税率制度の実施、及びその4年後の「適格請求書保存方式」の導入は、企業の税務業務に追加的な業務対応とシステム対応を必要とさせる可能性があります。当法人では以下のような業務を含め、幅広く企業の対応をご支援します。

- システムへの対応
複数税率制度および適格請求書保存方式の実施にあたり、適正な税務申告に必要な情報が、システムより入手できるよう、適切な税務コードの設定が行われているかなどの確認をいたします。
- 移行期間の対応
区分請求書など保存方式、および適格請求書保存方式の下では経過措置として、一定期間の間、さまざまな計算の特例が認められています。当法人は正しく、経過期間の特例が利用されるようご支援します。
- 税務申告書の作成
新しい税率、制度の下、消費税の税務申告書が正しく作成されるようにご支援します。
- 税務業務プロセスの見直し
適正かつ効率的に税務申告が行われるよう、現在の税務申告業務のプロセスを理解した上で、プロセスの改善についてのアドバイスの提供や、あらたなシステム、ツールの導入などについてアドバイスを提供します。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

Email: pwciapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
高野 公人

パートナー
鬼頭 朱実

パートナー
村上 高士

ディレクター
荒井 優美子

ディレクター
金 光澤

ディレクター
溝口 豪

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。